

厚生労働大臣の定める揭示事項

(2025 年 5 月 1 日現在)

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

【入院基本料に関する事項】

精神病棟 15 対 1 入院基本料 (56 床)

当院では、1 日に 12 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。また、入院患者さん 30 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。

【特定入院料に関する事項】

1) 精神科救急急性期医療入院料 (60 床)

当院では、1 日に 18 人以上の看護師が勤務しています。

2) 精神科急性期治療病棟入院料 1 (36 床)

当院では、1 日に 8 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。また、1 日に 4 人以上の看護補助者を配置しております。

3) 精神療養病棟入院料 (232 床)

当院では、1 日に 47 人以上の看護要員（看護師・准看護師及び看護補助者）が勤務しています。

4) 特殊疾患病棟入院料 2 (44 床)

当院では、1 日に 14 人以上の看護要員（看護師・准看護師及び看護補助者）が勤務しています。

5) 児童・思春期精神科入院医療管理料 (33 床)

当院では、1 日に 10 人以上の看護師が勤務しています。

【入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制基準について】

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

【入院時食事療養及び入院時生活療養費について】

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後 6 時以降の配膳）、適温で提供しております。

【明細書の発行体制について】

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤名や検査名が記載されているものですので、その点ご理解頂き、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

【当院の関東信越厚生局長への届出事項】

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

精神病棟入院基本料 (15 対 1)、精神科救急急性期医療入院料 (精神科救急医療体制加算 2)、精神科急性期治療病棟入院料 1、精神療養病棟入院料 (重症者加算 1)、特殊疾患病棟入院料 2、児童・思春期精神科入院医療管理料 (精神科養育支援体制加算)、医療 DX 推進体制整備加算、救急医療管理加算、診療録管理体制加算 3、看護配置加算、看護補助加算 1 (看護補助体制充実加算 1)、療養環境加算、精神科応急入院施設管理加算、精神病棟入院時医学管理加算、精神科身体合併症管理加算、医療安全対策加算 1 (医療安全対策地域連携加算 1)、感染対策向上加算 2、患者サポート体制充実加算、精神科救急搬送患者地域連携受入加算、後発医薬品使用体制加算 1、精神科急性期医師配置加算 1・2 (ロ)、データ提出加算 1・3、摂食障害入院医療管理加算、精神科入退院支援加算

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

こころの連携指導料 (Ⅱ)、薬剤管理指導料、精神科退院時共同指導料 1・2、CT 撮影、経頭蓋磁気刺激療法、児童思春期精神科専門管理加算、療養生活継続支援加算、早期診療体制充実加算、精神科作業療法、精神科ショート・ケア「大規模なもの」(定員 170 名)、精神科デイ・ケア「大規模なもの」(定員 170 名)、治療抵抗性統合失調症治療指導管理料、医療保護入院等診療料、外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅰ)、入院ベースアップ評価料 (23)